

外国公的検査機関の試験成績書に最低限記載されていることが望ましい事項について

輸入届出手続の円滑化のため、外国公的検査機関(以下「検査機関」という。)の試験成績書に最低限記載されていることが望ましい事項について以下のとおり示しますので、参考としてください。

①検査機関に関する情報

○名称及び所在地

②依頼者に関する情報

○氏名及び住所(法人にあっては、その氏名及び主たる事務所の所在地)

③試験品に関する情報

○生産国

○製造所若しくは加工所の名称及び所在地、又は生産地

○名称(品番等の試験品が特定できる情報を含む。)

○材質、色彩や模様等(器具、容器包装及びおもちゃに限る。)

○深さ、容量、加熱調理用器具の別(ガラス製、陶磁器製又はホウロウ引きの器具又は容器包装に限る。)

○カラー写真(器具、容器包装及びおもちゃに限る。)

④試験に関する情報

○試験項目

○試験方法(出典及び根拠を含む。)

○試験結果(検出限界又は定量下限の記載を含む。)

○試験成績書の作成又は発行年月日並びに番号

留意事項

1. 検査機関への検査依頼について

- ・ 検疫所においては厚生労働省ホームページの外国公的検査機関リストに掲載されている検査機関と名称及び所在地が一致する検査機関の試験成績書のみを受け入れているため、検査を依頼する際には、当該検査機関が当該リストに掲載されているものであることを事前に確認願います。
- ・ 輸入者自身が、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)に基づく食品等の規格基準等の内容をよく理解した上で検査を依頼願います。

2. カラー写真について

- ・ 試験成績書にカラー写真を添付する場合には、検査対象とした部分(例:コップの内側)が確認できる写真を添付するよう、検査機関に依頼願います。
- ・ 試験品の部品が複数ある場合には、番号を付けるなど、部品とカラー写真の対応関係が分かるよう、検査機関に依頼願います。
- ・ カラー写真は、印刷具合によって色味が変わってしまう場合があるため、検体の色彩、模様等に関する情報についても試験成績書に記載するよう、検査機関に依頼願います。

3. 試験成績書の検疫所への提出について

- ・ 英語又は日本語で記載された試験成績書を提出願います。
- ・ コピーや手書きの試験成績書を提出する際には、判読可能なものを提出願います。
- ・ 試験成績書の記載内容が、届出内容と整合性がとれていることや、法に適合していることを事前に確認願います。

※ 検査機関の試験成績書の受入れについてご不明な点等あれば、届出予定又は最寄りの検疫所窓口へご相談ください。